

あけまして
おめでとう
ございます



掲載 償却資産申告と法定調書

1月

2025 (令和7年) 睦月 - JANUARY -
1日・元日 13日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

ワンポイント 税制改正の流れ

税制は経済社会の変化に対応するため毎年見直されます。その流れは、与党が年末にまとめる与党税制改正大綱を踏まえた税制改正の大綱が閣議に提出され、閣議決定すると財務省・総務省作成の改正法案が国会に提出されます。国会審議を経て法案が可決・成立すると改正法に定められた日から施行されます。

1月の税務と労務

国 税	給与所得者の扶養控除等申告書の提出	本年最初の給与支払日の前日
国 税	報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出	1月31日
国 税	源泉徴収票の交付、提出	1月31日
国 税	12月分源泉所得税の納付	1月10日 (納期の特例を受けている事業所の7～12月分は1月20日)
国 税	11月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)	1月31日
国 税	5月決算法人の中間申告	1月31日
国 税	2月、5月、8月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	1月31日
地方税	固定資産税の償却資産に関する申告	1月31日
地方税	給与支払報告書の提出	1月31日
労 務	労働保険料の納付 (第3期分)	1月31日 (労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

(3) 申告から課税までの流れ

償却資産申告書を提出すると、自治体は申告や調査に基づいて価格等を決定し、その価格等を償却資産課税台帳（以下、台帳）に登録します。台帳に登録されたことが自治体から公示されると、所有者や納税管理人など、固定資産税の課税に直接関係を有する一定の人は、台帳の閲覧が可能になります。

台帳に登録された価格に不服があるときは、審査

の申出をすることができます。審査によって決定された内容に不服がある場合は、決定の取り消しの訴えを提起することができます。

台帳に登録された価格等から税額が算出され、償却資産の所有者に納税通知書が交付されます。なお、課税標準額が150万円未満の場合には課税されないため、納税通知書は交付されません。【図参照】

表 法定調書の提出範囲

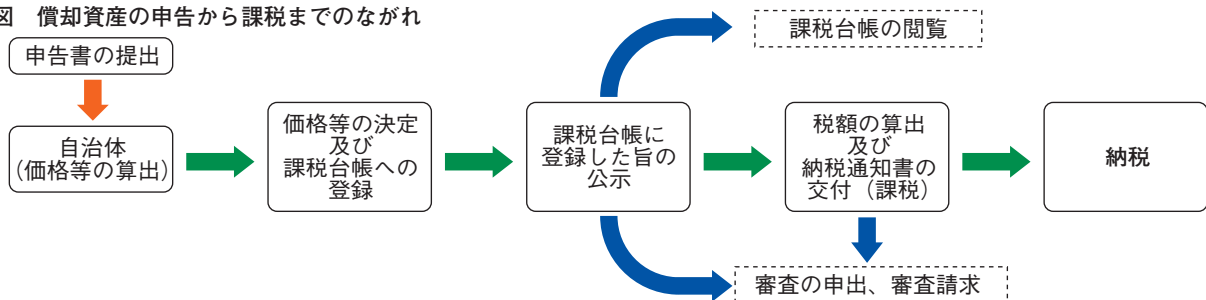
受給者の区分		提出範囲
給与所得の源泉徴収票	年末調整をした人	
	(1) 法人の役員及び、現に役員でなくても令和6年中に役員であった人	令和6年中の給与等の支払金額が150万円を超えるもの
	(2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、建築士など ※これらの人に給与等として支払っている場合が対象	250万円を超えるもの
	(3) 上記(1)・(2)以外の人	500万円を超えるもの
	年末調整をしなかった人	
	(4) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した人	250万円を超えるもの ※法人の役員の場合には50万円を超えるもの
	令和6年中に退職した人、災害により被害を受けた人で一定の人 主たる給与等の金額が2,000万円を超えるため、年末調整をしなかった人	全部
(5) 「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出しなかった人	令和6年中の給与等の支払金額が50万円を超えるもの	
退職所得の源泉徴収票	令和6年中に支払いが確定した法人の役員に対して支払う退職手当等	
区 分		提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対する令和6年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの
	(2) バー、キャバレー等のホステス、バンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
	(3) 広告宣伝のための賞金	
	(4) 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬	50万円を超えるもの ※国立病院、公立病院、その他公共法人等に支払うものは不要
	(5) 馬主が受ける競馬の賞金	令和6年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払いを受けた人に係るその年中の全ての支払金額
	(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する令和6年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの
	(7) 上記(1)から(6)以外の報酬、料金等	
不動産の使用料等の支払調書	15万円を超えるもの ^(注1・2)	
不動産等の譲受けの対価の支払調書	100万円を超えるもの ^(注2)	
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	15万円を超えるもの ^(注2)	

(注1) 法人に支払う不動産の使用料等については、賃借料を除く、権利金・更新料等のみを提出します。

なお、不動産の管理会社を通じて個人に対し不動産の使用料等の支払いをする場合、その支払いは個人に支払う不動産の使用料等になります。

(注2) 不動産業者である個人のうち、主として建物の賃貸借の代理や仲介を目的とする事業を営んでいる人は、提出義務がありません。

図 償却資産の申告から課税までのながれ



新年のご挨拶



新しい年、令和7年が始まりました。

昨年、大幅に拡充された賃上げ促進税制においては、教育訓練費を増加させる企業への上乗せ措置の要件が緩和されました。また、子育て支援や女性活躍支援に積極的な企業への上乗せ措置も新たに創設されました。人材の採用が困難な状況が続く中、既存従業員に対する人材育成の重要性が増すとともに、働きやすく魅力的な企業づくりが求められています。これら税制上の支援措置を活用することも、採用難を乗り切るための有効な方法の1つとなるでしょう。

労務に関しましては、本年1月1日より労働安全衛生手続きの一部について電子申請が義務化されました。対象となるのは報告数の多い8手続きで、これに伴い報告内容が改正されたものもあります。適正な対応が求められるため、準備を整えることが必要です。

また、書面による取引条件の明示などを義務付ける「フリーランス新法」も始まっています。フリーランスに業務委託を行う企業におかれましては、取引の適正化に向けた対応が求められます。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

非常用食料品の取り扱い

Q 当社は、地震などの災害に備えるため、長期に備蓄が可能な非常用の食品（賞味期限25年間）を購入し、備蓄しました。長期間保存のきくものでも、購入時に損金算入することは認められますか？

A この場合は、備蓄時に事業供用があったものとして、その時の損金の額に算入することが認められます。

食料品は、繰り返し使用するものではなく消耗品としての特性を持っています。またその効果が長期間に及ぶものであるとしても、食料品は減価償却資産や繰延資産には含まれません。仮にこの食品が、棚卸資産の範囲に掲げられている「消耗品で貯蔵中のもの」であるとしても、災害用の非常食は、備蓄をすることをもって事業供用したと認められるからです。

1月の税務ピックアップ

給与支払報告書

給与支払報告書は、年末調整の際に作成する書類で、形式は給与所得の源泉徴収票と同じです。給与支払報告書は、令和7年1月1日現在において給与等の支給を受けている全ての受給者のものを、原則として受給者の令和7年1月1日現在の住所地の市区町村に提出します。なお、年の途中で退職した人の給与支払報告書は、退職時の住所地の市区町村に提出します。

給与所得の源泉徴収票は、税務署への提出範囲が定められていますが、給与支払報告書は、全ての受給者について提出します。「全ての受給者」には、国内に住所又は1年以上居所を有する居住者である外国人従業員も含まれます。ただし、退職者に対する給与等の支払金額が30万円以下の場合は、提出を省略できます。

提出期限は、令和7年1月31日です。